

令和5年度 社会福祉法人阿久比町社会福祉協議会事業計画

【基本方針】

今日の社会情勢は、少子高齢化が進み、人口減少の時代となっています。家族構成も核家族が進み、高齢者のみの世帯や一人暮らし高齢者世帯が増加しています。

地域福祉の課題も多様化・複合化し、以前なら家族や近隣住民の助け合いで解決していた問題も解決が困難となり、誰にも相談できず、地域から孤立し、経済的困窮、ひきこもり、孤独死などの問題が深刻化するケースが増え、生きづらさを感じながら生活するような状況にあります。

また、新型コロナウイルス感染症は、人が集い、顔を合わせて活動することが基本の地域福祉活動を抑制するなど大きな影響を与えています。

こうした状況の中、社会福祉協議会は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮しつつ、住民の参加・協力を得て、行政や関係団体、福祉事業所と連携し、地域での助け合い、支え合いの体制づくりを進め、住民主体で、福祉課題の解決に取り組む地域づくりを推進します。

【基本理念】

基本理念は、第2次阿久比町地域福祉計画の基本理念である、『すべての人が地域で共に生き、支え合う「つながる」まちあぐい』とします。

【重点目的】

- 1 住民による見守りや支え合いなど地域の福祉活動の推進
- 2 福祉活動に参加する担い手の育成
- 3 ボランティア活動への参加促進
- 4 地域共生社会を目指した地域の連携づくり

【事業内容】

1、法人運営事業

(1) 理事会・評議員会・監査会等の開催

目標 社会福祉法に基づき、理事会・評議員会を設置し、適切な法人運営を図る。

内容	理事会	5月、6月、10月、3月	年4回開催予定
	評議員会	6月、10月、3月	年3回開催予定
	監査会	5月	年1回開催予定
	評議員選任・解任委員会	6月、10月	年2回開催予定
	正副会長月例会	月1回	年12回開催予定

(2) 福祉サービス苦情解決体制の整備

目標 社会福祉法に基づき、社会福祉協議会の提供する福祉サービスへの苦情に適切に対応する体制を整備する。

内容 苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員の設置
愛知県社会福祉協議会の苦情解決推進研修会等への参加

(3) 広報「あぐいの福祉」の発行

目標 社会福祉協議会の事業のPR、ボランティア・地域福祉活動情報の提供を行う。

内容 5月、8月、10月、1月 年4回発行（全戸配布）

(4) 虐待防止等の体制整備

目標 虐待防止、身体拘束禁止、感染症対策、災害対策に対応する社会福祉協議会の体制の整備を図る。

内容 虐待・身体拘束・感染症にかかる委員会の設置及び業務継続計画（BCP）の整備

(5) 職員の資質向上

目標 職員の資質向上のために研修を行い、地域福祉の推進を図る。

内容 愛知県社会福祉協議会の各種研修会参加、職場内研修の実施

2、地域福祉推進事業

(1) 社会福祉協議会会員募集

目標 住民参加の地域福祉を推進するため会員募集を行い、自主財源を確保する。財源基盤強化のため、特別会員、賛助会員の加入促進を図る。

内容 行政協力員会や民生委員・児童委員協議会の協力を得て、会員募集を5月に行う。

一般会員500円、賛助会員2,000円、特別会員5,000円
施設会員2,000円、団体会員3,000円

(2) 地域いきいき福祉活動事業

目標 地域のボランティア、民生委員・児童委員、いきいきクラブ、子ども会、大字または自治会関係者が連携し、地域で行う地域いきいき福祉活動の推進を図るとともに、助成金を交付することで活動を支援する。

内容 見守り活動、支え合い活動、地域支援活動、新規立ち上げ活動、それぞれ、1活動上限30,000円を助成（2つ以上の活動の場合は上限60,000円）

(3) 車いすの貸出し事業

目標 車いすが必要な方に、車いすを貸出し日常生活の便宜を図る。

内容 高齢・障がい・けがで車いすが必要な方（介護保険等で車いすが利用できる方は除く。）に、10日以内（子ども用車いすは6か月以内）無料で貸出しする。

(4) 福祉相談の実施

目標 住民からの身近な福祉の相談窓口として相談を受ける。

内容 相談内容によって、コミュニティソーシャルワーカーや生活支援コーディネーターにつなぎ、必要に応じて地域包括支援センター、関係行政機関、民生委員・児童委員等と連絡調整する。

(5) 愛知県社会福祉大会への参加

目標 福祉活動に貢献した方の顕彰を通じて福祉意識の醸成を図る。

内容 愛知県社会福祉大会で、阿久比町の福祉に貢献した方を表彰し、感謝の意を表す。

(6) 地域福祉計画推進事業【町受託事業】

- 目標 行政が住民や福祉事業所等と協働し、福祉課題解決の仕組み作りを推進する会議に参加し、域福祉計画を推進する。
- 内容 「孤立なく、つながる安心のまちづくりネットワーク会議」、
「次世代につながる支えあいの地域づくりネットワーク会議」、
「パートナーシップでつながる担い手づくりネットワーク会議」
の運営・事業の補助

(7) 地域福祉相談支援事業【町受託事業】

- 目標 住民の複合的な生活課題、困難を抱える本人や家族の状況を把握し、情報提供や助言を行い、必要に応じ支援関係機関と協力連携して生活課題の解決を支援する体制整備を図る。
- 内容 地域福祉相談支援事業は、町の委託で専門相談員のコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を社会福祉協議会に2名配置し、住民福祉課と連携し、課題を把握し相談に応じ、必要な支援関係機関につなぎ、生活課題の解決を図るとともに、地域関係者と協力して要援護者の見守り、発見、相談ができる地域づくりを推進する。（CSWは、地域課題を把握し支えあいの仕組みづくりを効果的に行なうため、健康介護課の実施する生活支援コーディネーターを兼務）

3、ボランティアセンター活動事業

(1) ボランティアセンター運営委員会

- 目標 ボランティア活動推進のため、センター全体の運営の充実を図る。
- 内容 運営委員会を開催し、ボランティアセンター事業の内容・評価について協議する。

(2) ボランティア相談

- 目標 住民等のニーズとボランティアをつなげるための相談・支援について情報提供する。
- 内容 住民・施設・企業等からのボランティア活動への相談対応、相談者とボランティア団体との連絡調整、ボランティアの募集を行う。

(3) ボランティア活動保険等の加入促進

- 目標 活動中のけがや事故に備え、ボランティア活動保険等の加入促進を図る。
- 内容 ボランティア活動保険やボランティア行事保険の相談、加入事務、保険請求事務を行う。

(4) ボランティア団体への助成

- 目標 ボランティアセンター登録のボランティア団体の活動の活性化を図る。
- 内容 ボランティアセンター登録後、1年以上の活動実績があり、公共性のあるボランティア団体に、1団体10,000円の活動費を助成する。

(5) 福祉実践教室

- 目標 実践体験を通じて、障がい者や高齢者への理解を深め、共に生き支え合うことについて考え、助け合いの心を育てる。
- 内容 町内の小中学校の児童や生徒を対象に、福祉実践教室を開催し、車いす、手話、点字、視覚障がい者ガイドヘルプ体験などを行う。

(6) 災害救援・福祉救援ボランティア活動の推進

- 目標 災害ボランティアセンター運営のためのコーディネーターを養成する。
- 内容 災害ボランティアコーディネーター養成講座を開催する。(町の防災リーダー養成講座と合同開催)

(7) 災害ボランティアセンター設置・運営訓練

- 目標 被災者のニーズとボランティアを調整する災害ボランティアセンターの体制の整備を図る。
- 内容 災害ボランティアコーディネーター養成講座受講者、防災ボランティア、社会福祉協議会職員、町防災担当者等を対象に災害ボランティアセンター設置・運営訓練を行う。

(8) ボランティア入門講座【町受託事業】

- 目標 ボランティア活動の理解と関心を高め、地域活動参加のきっかけを作り担い手の養成を図る。
- 内容 ボランティア入門講座を開催する。(既存のボランティア団体に協力してもらい交流しながら体験する。)

(9) ボランティア交流会【町受託事業】

- 目標 ボランティアセンター登録のボランティア団体、個人ボランティア等の活動者が交流し情報交換を通じ、団体間のネットワーク作りを図る。
- 内容 今年度は、町制70周年を記念し参加者の幅を広げる内容で開催する。(研修会・活動体験・活動紹介等)

(10) サマーボランティアスクール【町受託事業】

- 目標 高校生を対象に、福祉施設でボランティア活動を体験する機会を提供し、福祉への理解と関心を高める。
- 内容 夏休みに、町内の高齢者、障がい者施設等でボランティア活動体験をする。

(11) 声の広報の発行【町受託事業】

- 目標 視覚障がい者への情報提供を行う。
- 内容 「声の広報ボランティアあいうえお」の協力で、町や社会福祉協議会の広報をCDに音訳し「声の広報」として、視覚障がい者に郵送する。

(12) 手話奉仕員養成研修事業【町受託事業】

- 目標 手話の学習を通じて聴覚障がい者への理解啓発を図る。
- 内容 手話奉仕員養成講座基礎編を開催する。(年23回)

※精神障がい者居場所事業

- 令和5年度は、保健センターの空調工事で、会場確保が困難なため休会する。

4、共同募金配分金事業

(1) 赤い羽根共同募金事業の推進

目標 地域福祉を推進するために必要な財源を確保する。

内容 行政協力員会や民生委員・児童委員協議会の協力を得て赤い羽根共同募金運動を推進する。

実施期間 10月1日～3月31日

募金種類 戸別募金 行政協力員会を通じて全世帯対象に封筒募金の協力依頼

法人・事業所募金 民生委員等を通じて町内企業・事業所に募金の協力依頼

職域募金 町内企業・事業所へ募金箱を設置し協力依頼

学校募金 町内の小中学校・高等学校に協力依頼

街頭募金 町内スーパー等に協力依頼し店舗店頭での実施、産業まつり会場での実施

テーマ型募金 1月～3月、事業実施のテーマを設け実施

(2) 老人福祉活動

①いきいきクラブ連合会への助成

目標 いきいきクラブ連合会の団体運営の支援を行う。

内容 団体活動費助成金の交付・団体の事務を支援する。

②みんなの敬老会への協力

目標 いきいきクラブ連合会の「みんなの敬老会」の開催に協力する。

内容 「みんなの敬老会」参加者への記念品の贈呈・運営を支援する。

(3) 障がい児・者福祉活動

①障がい者団体への助成

目標 身体障害者福祉会、手をつなぐ育成会、精神障害者家族会の団体運営の支援を行う。

内容 団体活動費助成金の交付・団体の事務を支援する。

②障がい者大運動会への協力

目標 障がい者大運動会の開催に協力し、町内の障がい者・施設の障がい者の交流と社会参加を支援する。

内容 身体障害者福祉会、手をつなぐ育成会、精神障害者家族会主催の運動会の開催・運営に協力する。

③障がい者クリスマス会への協力

目標 手をつなぐ育成会主催のクリスマス会に協力する。

内容 クリスマス会に参加する障がい者に記念品を贈呈し交流を図る。

④心の相談事業の実施

目標 大人のひきこもりや発達障がい等に悩む家族等を対象に、気軽に相談できる場を提供する。

内容 臨床心理士による相談や助言を受け、支援やサービスにつなぐ。

(4) 児童・青少年福祉活動

①子ども会連絡協議会への助成

目標 子ども会連絡協議会の団体運営の支援を行う。

内容 団体活動費助成金の交付・団体の事務を支援する。

②福祉協力校への助成

目標 町内の小中学校、高等学校で行う福祉教育事業に対する活動支援を行う。

内容 町内の4小学校、阿久比中学校、阿久比高校に活動費を助成する。

(5) 母子・父子福祉活動

①母子寡婦福祉会への助成

目標 母子寡婦福祉会の団体運営の支援を行う。

内容 団体活動費助成金の交付・団体事務局支援

②一人親家庭レクリエーション大会の開催

目標 町内在住の一人親家庭の交流を図る。

内容 一人親家庭を対象に夏休みに日帰りバス旅行を行う。

(6) 福祉育成・援助活動

①遺族会への助成

目標 遺族会の団体運営の支援を行う。

内容 団体活動費助成金の交付・団体の事務を支援する。

②送迎サービス事業の実施

目標 町内在宅で、移動に車いすが必要な方や家族の日常生活の便宜を図る。

内容 社会福祉協議会の福祉車両を使い、運転ボランティアによる病院への送迎サービスと、福祉車両を貸出す送迎サービスで、外出支援を行う。

③移送支援事業の実施

目標 宅老所やでかけエールに参加する高齢者の移送支援を行う。

内容 社会福祉協議会の送迎サービスボランティアの協力で、草木宅老所の移送と、名古屋トヨペット半田店様の協力で名古屋トヨペット半田店所有の車両で、移動手段のない高齢者のでかけエールへの移送を行う。

④ホームページによる情報発信

目標 ホームページを整備し、社会福祉協議会の活動やボランティア情報を提供する。

内容 スマートホンやタブレット等からも福祉情報の検索・情報提供を行う。

⑤広報「あぐいの福祉・共同募金特集号」の発行

目標 10月号は共同募金特集号とし、赤い羽根共同募金運動のPR・啓発を行う。

内容 「あぐいの福祉・共同募金特集号」の発行

⑥社会福祉大会の開催（12月予定）

目標 福祉活動に貢献した方の顕彰を通じて福祉意識の醸成を図る。

内容 社会福祉協議会役員・評議員、高額寄付者、優良児童生徒、共同募金作品コンクール入賞者の表彰と福祉映画会等を行う。

(7) 先進的地域福祉活動を学ぶ研修会

目標 先進的な地域福祉活動に取り組む、社会福祉協議会、福祉団体、NPOから講師を招き、本町の地域福祉活動推進の参考にする。

内容 理事、監事、評議員対象に講義形式で研修を行う。

(8) 法令順守研修会の開催

目標 町内の介護事業所を対象に、法令順守の研修会を開催する。

内容 虐待防止、身体拘束適正化、感染症対策等の研修会を、町内の介護事業者に参加を呼びかけて行う。

(9) 災害ボランティアセンター備蓄品の整備

目標 発災時に設置する災害ボランティアセンターの備品を整備する。

内容 災害ボランティアセンターの必要備品を検討し、準備する。

5、資金貸付事業

(1) 生活福祉資金貸付事業【県社協受託事業】

目標 低所得世帯、生活困窮者世帯、高齢者世帯、障がい者世帯へ資金を貸付て生活支援を行う。

内容 生活福祉資金の相談・貸付

種類 総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金、臨時特例つなぎ資金

(2) 暮らし資金貸付事業【県社協受託事業】

目標 低所得世帯が一時的に生活困難となった場合、資金貸付により、生活支援を行う。

内容 暮らし資金の相談・貸付。貸付額は10万円以内。貸付日から、9か月以内に償還。(町内在住の連帯保証人が必要)

(3) 生活困窮者への食糧支援

目標 生活に困窮し食事に困っている方に食料を提供し、健康状態の維持を図る。

内容 社会福祉協議会保有の食料や、認定NPO法人セカンドハーベスト名古屋と提携し、食料支援の必要な方に食品の提供を行う。

6、居宅介護等事業（ホームヘルプ事業）

(1) 基準該当訪問介護事業（阿久比町指定）

目標 利用者が自立した日常生活を自宅で送れるようサービスの提供を行う。

内容 要介護1から要介護5の高齢者を対象に、ヘルパーが自宅を訪問し、身体介護（入浴、排せつ、食事等）や生活援助（買物、調理、掃除、洗濯等）を提供し在宅生活を支援する。

(2) 基準該当介護予防・日常生活支援総合事業（阿久比町指定）

目標 利用者が自立した日常生活を自宅で送れるようサービスの提供を行う。

内容 要支援1、2や事業対象者の高齢者を対象に、ヘルパーが自宅を訪問し、家事援助（買物、調理、掃除、洗濯等）や身体介護等を提供し在宅生活を支援する。

※障がい者居宅介護事業

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者を対象に行ってきたホームヘルパー事業は、人手不足のため令和5年3月31日で、愛知県に廃止届を提出しました。

7、居宅介護支援事業

- 目標 利用者が自立した日常生活を自宅で送れるようケアプランの作成、相談を行う。
- 内容 要介護1から要介護5の高齢者を対象に、ケアマネジャーがケアプランの作成、及び要支援1、2や事業対象者の高齢者を対象に介護予防ケアプランを、本人や家族の意向に基づいて作成し介護サービス事業者・医療・保健福祉の専門職と協働して在宅生活が継続できるよう支援する。
また、毎月、利用者のモニタリングを行い、サービスの実施状況の把握、相談、サービス事業者との連絡調整、サービス担当者会議の開催、給付管理・請求事務を行う。

8、心配ごと相談事業【町補助金事業】

- 目標 住民の日常生活の困り事や悩み事への相談助言を行う。
- 内容 民生委員・児童委員、人権擁護委員、行政相談員の相談員が相談助言を行う。
- 相談日 第1・第3木曜 午前9時30分～11時30分 中央公民館

9、基金運営事業

- 目標 住民等からの寄付を福祉基金に積立て、基金の利息を地域福祉活動の財源として活用する。
- 内容 寄付は国債等で適切に運用し、基金の利息は、地域いきいき福祉活動の支え合い活動や見守り活動などの財源に活用する。

10、日常生活自立支援事業【県社協受託事業】

- 目標 認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者で判断能力が不十分な方に対し、地域で自立した生活を送れるよう支援する。
- 内容 福祉サービスの利用援助、福祉サービス利用料の支払い等日常的金銭管理、書類の預かりなどを、生活支援員、愛知県社会福祉協議会、関係機関と協力して支援する。

11、生活支援体制整備事業【町受託事業】

- 目標 高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられる「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組みを行う。
- 内容 生活支援体制整備事業は、町の委託で生活支援コーディネーターを社会福祉協議会に2名配置し、健康介護課と連携して、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを行う事業。
第1には、地域にある社会資源の把握に努め、情報を発信し住民の社会参加を促進し介護予防効果を高める。また、相談や関係機関より把握した情報から、住民の生活課題を解決する生活支援サービスの担い手の育成や新たな生活支援サービスの創出を行う。

第2には、地域の住民同士のネットワークづくりについて協議する協議体の設置及び関係者間の情報共有が図れるネットワークづくりに向けた取り組みを行う事業で、令和4年度から、英比学区と南部学区で2層協議体の活動が始まりました。

(生活支援コーディネーターは、地域課題を把握し支えあいの仕組みづくりを効果的に行なうため、住民福祉課の実施するコミュニティソーシャルワーカーを兼務)

12、その他

- (1) 町地域包括ケア推進会議、町障がい者自立支援協議会などへの参加
- (2) 知多郡社協連絡会、知多ブロック社会福祉協議会、愛知県社会福祉協議会への参加協力